

## 糸島市経営強化専門家活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における物価高騰等の厳しい経営環境の中、経営強化に資する国や県等の補助金・助成金等を活用するため、専門家のサポートを受ける中小企業者に対し、その経費の一部を補助するため、市が予算の範囲内で交付する糸島市経営強化専門家活用補助金（以下「補助金」という。）に関し、糸島市補助金等交付規則（平成22年1月1日規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金・助成金等 国や県等の商工業者向けの補助金や助成金等をいう。
- (2) 専門家 中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、行政書士等の支援機関をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に主たる事業所を有すること。
- (2) 主たる収入が商工業によるものであること。
- (3) 令和5年4月1日から令和6年2月29日までの期間に、補助金・助成金等を申請する際に、専門家の支援を受ける事業者であること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市税を滞納しているとき。
- (2) 補助対象者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）と認められるとき。
- (3) 補助対象者が行う事業の経営又は運営に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 補助対象者が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 補助対象者が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与す

るなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(6) 補助対象者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているときと認められるとき。

(7) その他市長が不相当と認めるとき。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業者が専門家に支払う経費とする。ただし、補助金・助成金等の交付決定に伴う追加的経費については、対象としない。

(補助率及び補助上限額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費（消費税相当額を除く）の3分の2以内とし、10万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1会計年度中、同一の補助対象事業者につき、1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、糸島市経営強化専門家活用補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 補助対象経費の内訳がわかる見積書の写し

(3) 糸島市税に滞納がないことの証明

(4) 事業所所在地及び業種を確認するための書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、糸島市経営強化専門家活用補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をするときは、必要な条件を付すことができる。

(審査)

第8条 市長は、前条第1項の規定による審査を行うときは、必要に応じて関係者の意見を聴くことができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、正当な理由により補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を実施しないときは、糸島市経営強化専門家活用補助金交付申請取下書(様式第4号)に

より申請の取下げをすることができる。

(補助事業の変更等)

第 10 条 補助事業者は、補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、糸島市経営強化専門家活用補助金変更・中止承認申請書(様式第 5 号)に、事業の変更又は中止を説明するための書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合を除く。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助事業の変更又は中止の承認の可否を決定し糸島市経営強化専門家活用補助金変更・中止承認決定通知書(様式第 6 号)により補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助事業の変更又は中止の承認決定をするときは、必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、糸島市経営強化専門家活用補助金実績報告書(様式第 7 号)に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支出を証する書類

(2) 事業の成果を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 12 条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し補助金の額を確定したときは、糸島市経営強化専門家活用補助金交付額確定通知書(様式第 8 号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付等)

第 13 条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、補助事業者からの請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し等)

第 14 条 市長は、補助金の交付決定を通知し、又は補助金を交付した後において、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。ただし、市長からの要請又は天変地異等の補助事業者の責めによらない不測の事態により、補助事業の全部又は一部が中止となった場合はこの限りではない。

(1) 第 10 条第 2 項の規定による補助事業の変更又は中止の承認を決定したとき。

(2) 虚偽の申請をしたとき。

(3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(4) その他この要綱に違反したとき。

(帳簿類の整備保存)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に関する帳簿類を、当該補助事業を実施した年度

の翌年度から5年間これを保存しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。